

大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員の計画等の評価に係る実施細則

制定 平成20年8月13日危保細則第2号
最終改正 令和3年10月20日危保細則第13号

第1条 目的

この細則は、大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員の計画等の評価に係る業務規程（平成20年8月13日危保規程第9号（以下「規程」という。））に基づき、大容量泡放水砲等を導入する特定事業所の減員の計画及び省力化に資する大容量泡放水砲等の評価に関し必要な細目を定めることを目的とする。

第2条 申請の受理

申請を受理するにあたっては、規程第1条に定める本評価制度の目的に照らし評価の対象とすることが妥当であることを確認するものとする。

第3条 申請書類

- 1 規程第5条2、(1)の評価の申請は、様式第1の1によるものとし、添付する関係書類は、次の(1)から(4)に示すものとする。
 - (1) 省力化に資する大容量泡放水砲等を設置する場合は、2(1)から(3)に準じる書類又は様式第12の写し
 - (2) 減員の計画について
 - ア 様式第1の2について説明した書類
 - イ 省力化に資する大容量泡放水砲等の特性に基づき防災要員を減じる前と比較して減じた後においても、防災要員が行う操作・監視等についての確かかつ安全に行うことができることを説明した書類
 - ウ 大容量泡放水砲等の防災資機材等の配置状況等に基づき防災要員を減じる前と比較して減じた後においても、防災要員が行う操作・監視等についての確かかつ安全に行うことができることを説明した書類
 - エ 防災要員を減じる前と比較して減じた後においても、補助要員への指示及び安全管理、他の防災資機材等の防災要員との連絡調整について、迅速かつ確実にすることができる態勢が確保されていることを説明した書類
 - (3) 特定事業所の状況について
 - ア 危険物施設等の状況（施設区分、危険物の種類等）を説明した書類
 - イ 大容量泡放水砲等の仕様及び活動場所の状況を説明した書類
 - ウ 特定通路等の状況を説明した書類
 - エ 大容量泡放水砲用屋外給水施設の配置、能力等を説明した書類
 - オ 防災要員及び防災資機材等現況届出書等の写し
 - カ 大容量泡放水砲等を運用する防災要員等の教育体制及び訓練計画等を説明した書類
 - (4) その他評価に必要な書類

- 2 規程第5条2、(2)の評価の申請は、様式第2によるものとし、添付する関係書類は、次の(1)から(3)に示すものとする。
- (1) 省力化に資する大容量泡放水砲等の仕様を説明した書類
 - (2) 省力化に資する大容量泡放水砲等に設けられた装置、機械器具の機能又は操作性(仕様、使用方法、信頼性、機能試験結果等)について説明した書類
 - (3) その他評価に必要な書類
- 3 規程第8条2の再評価の申請は、様式第3の1によるものとし、添付する関係書類は、1(様式第1の2は様式第3の2と読み替える)に準ずるものとする。
- 4 規程第8条3又は4の変更の申請は、様式第4の1又は第5によるものとし、添付する関係書類は、1(様式第1の2は様式第4の2と読み替える)又は2に準ずるものとする。
- なお、変更のない関係書類については省略することができる。
- 5 規程第8条5の評価確認書の交付に係る申請は、様式第6によるものとし、添付する関係書類は、2に準ずるものとする。

第4条 変更

規程第8条3に定める重変更、規程第8条4に定める軽変更は次によるものとする。

1 重変更

重変更は、規程第5条2、(1)又は(2)の評価を受けた者が、減員の計画又は省力化に資する大容量泡放水砲等について、その有効性等に重大な影響を及ぼすと認められる次に掲げる内容を変更したい場合に、あらかじめ受けなければならない。ここで、既に供用されている省力化に資する大容量泡放水砲等の改造については評価の対象外とする。

なお、理事長が認める場合は、大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員の計画等の評価委員会での審査等を省略することができる。

(1) 規程第5条2、(1)の評価を受けた場合

- ア 防災要員の人数の算定基準となる浮き屋根式屋外貯蔵タンクの新設、変更等
- イ 防災要員を減じる根拠となる大容量泡放水砲等の配置状況の変更等
- ウ ホース展張に使用する特定通路等の新設、撤去等
- エ 大容量泡放水砲用屋外給水施設の新設、移設等
- オ 大容量泡放水砲等の変更等
- カ その他理事長が重変更該当すると判断するもの

(2) 規程第5条2、(2)の評価を受けた場合

- ア 変更に伴い大容量泡放水砲等の防災要員の人数に変更がある場合等、省力化の有効性等に重大な影響を及ぼすもの
- イ その他理事長が重変更該当すると判断するもの

2 軽変更

軽変更は、規程第5条2、(1)又は(2)の評価を受けた者が、それぞれ次に掲げる内容を変更したい場合に、あらかじめ受けなければならない。ここで、既に供用されている省力化に資する大容量泡放水砲等の改造については評価の対象外とする。

(1) 規程第5条2、(1)の評価を受けた場合

- ア 減員の計画の変更で、重変更に該当しないもの
 - イ その他理事長が軽変更と判断するもの
- (2) 規程第5条2、(2)の評価を受けた場合
- ア 変更に伴い大容量泡放水砲等の防災要員の人数に変更がなく、かつ、省力化の有効性等に重大な影響を及ぼさないもの
 - イ その他理事長が軽変更と判断するもの

第5条 評価確認書

評価確認書は、規程第5条2、(2)（規程第8条3の重変更、規程第8条4の軽変更を含む。）の評価を受けた者が製造者等の場合は省力化に資する大容量泡放水砲等を出荷する場合に、また、当該評価を受けた者が特定事業者の場合は省力化に資する大容量泡放水砲等を導入する場合に、当該大容量泡放水砲等が評価を受けた省力化に資する大容量泡放水砲等であることを証明するものである。

第6条 届出

規程第8条6及び第13条の届け出は、様式第13、様式第14又は第19によるものとする。

附 則（平成20年8月13日危保細則第2号）

この細則は、平成20年8月13日から施行する。

附 則（令和2年11月24日危保細則第7号）

この細則は、令和2年11月24日から施行する。

附 則（令和3年10月20日危保細則第13号）

この細則は、令和3年12月1日から施行する。